

託送料金に係る 消費者庁からの再意見について

第34回 料金制度専門会合
事務局提出資料

2023年2月6日



消費者庁からの再意見の提出及びこれまでの経緯について

- 本年4月からのレベニューキャップ制度導入に向けて一般送配電事業者から認可申請のあった「託送供給等約款」については、料金制度専門会合における審査や電力・ガス取引監視等委員会本委員会での審査・意見回答を踏まえ、1月27日付けで経済産業大臣により認可がなされたところ。
- **今般、1月31日付けで、河野消費者担当大臣から西村経済産業大臣に対し、「託送料金の妥当性について（再意見）」（以下「再意見」という。）が提出された。**
- なお、昨年11月29日付けで提出された「収入の見通し」の検証に関する意見（消費者担当大臣名）については、同年12月7日の第28回料金制度専門会合において議論、整理を実施（参考資料1-1を参照）。
- さらに、当該整理を踏まえ、12月16日付けで消費者庁から提出された「消費者委員会公共料金等専門調査会意見についての料金制度専門会合としての考え方」に対してさらに説明を求めたいことについては、同月19日の第29回料金制度専門会合において、議論し同専門会合としての考え方を整理したところ（参考資料1-2を参照）。

【参考】1月31日に提出された再意見の内容

消公協第26号
令和5年1月31日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

河野 太郎
（公印省略）

託送料金の妥当性について（再意見）

託送料金の妥当性については、令和4年11月29日付け消公協第261号で貴職宛てに意見を発出し、消費者委員会答申（令和4年11月28日付け府消委第175号）で指摘された疑問点の解消に向けて必要な対応を早急に行うことを求めたところである。

貴省におかれては、電力・ガス取引監視等委員会における検討・検証など、意見に対して対応していただいたところであるが、疑問点の全てが解消されたわけではなく、新たに決定される託送料金について消費者の理解を十分に得るためにも、引き続き、以下の点について検討を求める。

1. 参照期間の費用の妥当性について

第1規制期間（令和5年度～令和9年度）の査定の基本となる参照期間（平成29年度～令和3年度）の一般送配電事業者各社の費用の妥当性について、引き続き検証作業を実施すること。また、検証の結果、必要があれば、第1規制期間中の託送料金の見直しも排除せずに検討すること。

2. コスト効率化の実効性について

一般送配電事業者は地域独占であり、必ずしもコスト効率化のインセンティブが働きにくい環境下にあることから、工事発注等において、十分に実効性のある取組が継続的に行われているかについて、定期的にモニタリングを行うなど、コスト効率化の実効性を引き続き検証すること。特に、サプライヤーの固定化に留意して検証作業を行うこと。

3. ミクロ視点の検証について

コスト管理・効率化の実効性を確保する観点から、マクロ視点からの分析のみならず、資材調達や工事発注の実務を含め、地域の実態をより精緻に把握し、関係企業ヒアリングや実査等を行うなど、ミクロ視点からの検証を行うこと。

4. モニタリングの体制について

第1規制期間中において一層の経営効率化を高めるためのモニタリングの枠組みについて今後検討することとされたところ、一般送配電事業者やその利害関係者、監督官庁から独立した第三者機関の設立も含めて、実効性を高める枠組みとすること。その体制において、民間企業の資材調達・工事発注の実務経験者等の参画など専門性を確保すること。

なお、現在審査が行われている規制料金の値上げ申請への対応に当たって、託送料金に関して指摘した点を参考とし、消費者の理解を十分に得られるよう求める。

【参考】料金制度専門会合における検証の経緯

令和4年7月25日 一般送配電事業者10社による、「収入の見通し」の算定に関連する書類の提出

第14回（7月29日）～第27回（11月28日） 「収入の見通し」の検証及び検証結果の整理

【参考】11月29日付けで、消費者担当大臣より、経済産業大臣宛てに、「収入の見通し」の検証に関する意見（「託送料金の妥当性について（意見）」）が提出。

第28回（12月7日） 消費者担当大臣からの「収入の見通し」の検証に関する意見についての料金制度専門会合としての考え方について など

令和4年12月8日 一般送配電事業者10社による、託送供給等に係る「収入の見通し」の承認申請

【参考】12月16日付けで、消費者庁より、【「消費者委員会公共料金等専門調査会意見についての料金制度専門会合としての考え方」に対してさらに説明を求めたいこと】が提出。

第29回（12月19日） 収入の見通しに関する承認申請の審査について、「消費者委員会公共料金等専門調査会意見についての料金制度専門会合としての考え方」に対してさらに説明を求めたいことについての料金制度専門会合としての考え方について

【参考】12月23日付けで、経済産業大臣により、各一般送配電事業者の「収入の見通し」が承認。

第30回（12月26日） 送配電効率化・計画進捗確認WGの設置等について など

令和4年12月27日 一般送配電事業者10社による、承認された「収入の見通し」を踏まえ定めた「託送供給等約款」の認可申請

第31回（1月11日） 託送供給等約款の認可申請について①

第32回（1月19日） 託送供給等約款の認可申請について②

【参考】1月27日付けで、経済産業大臣により、各一般送配電事業者の「託送供給等約款」が認可。

【参考】1月31日付けで、消費者担当大臣より、経済産業大臣宛てに、「託送料金の妥当性について（再意見）」が提出。

消費者庁からの再意見等を踏まえた今後の対応について

- 今般、消費者庁より提出のあった再意見においては、本専門会合において、これまでの消費者庁意見について検討・検証を行ってきたことに触れつつ、**4項目について「引き続き検討を求める」とされており、今後検討すべき事項に係る御意見**であるところ。
- このため、消費者庁からの指摘項目については、一般送配電事業者各社の効率化の取組をモニタリングすること等を目的として、**料金制度専門会合の下に新たに設置した「送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループ」**※等において、**今後、丁寧に議論し、検討を進めていくこと**としたい。

※昨年12月26日開催の第30回料金制度専門会合において御審議いただき、その後、本年1月10日開催の第406回電力・ガス取引監視等委員会にて設置を決議。

1. 参照期間の費用の妥当性について

第1規制期間(令和5年度～令和9年度)の査定の基準となる参照期間(平成29年度～令和3年度)の一般送配電事業者各社の費用の妥当性について、引き続き検証作業を実施すること。また、検証の結果、必要があれば、第1規制期間中の託送料金の見直しも排除せずに検討すること。

2. コスト効率化の実効性について

一般送配電事業者は地域独占であり、必ずしもコスト効率化のインセンティブが働きにくい環境下にあることから、工事発注等において、十分に実効性のある取組が継続的に行われているかについて、定期的にモニタリングを行うなど、コスト効率化の実効性を引き続き検証すること。特に、サプライヤーの固定化に留意して検証作業を行うこと。

3. ミクロ視点の検証について

コスト管理・効率化の実効性を確保する観点から、マクロ視点からの分析のみならず、資材調達や工事発注の実務を含め、地域の実態をより精緻に把握し、関係企業ヒアリングや実査等を行うなど、ミクロ視点からの検証を行うこと。

4. モニタリングの体制について

第1規制期間中において一層の経営効率化を高めるためのモニタリングの枠組みについて今後検討することとされたところ、一般送配電事業者やその利害関係者、監督官庁から独立した第三者機関の設立も含めて、実効性を高める枠組みとすること。その体制において、民間企業の資材調達・工事発注の実務経験者等の参画など専門性を確保すること。

【参考】送配電効率化・計画進捗確認WGについて

第30回料金制度専門会合
資料4（2022年12月26日）一部修正

- 令和5年度からレベニューキャップ制度が開始されるにあたり、一般送配電事業者各社は効率化計画を含む事業計画を着実に実施していくことが求められており、投資計画等の達成は本制度において重要な評価事項となっているところ。
- こうした観点から、**目標計画等の達成状況について、各社の収入の見通しの検証・審査を行ってきた料金制度専門会合において、毎年度にて期中評価を実施**することとしてはどうか。
- また、レベニューキャップ制度自体に効率化インセンティブが組み込まれている一方で、第1規制期間における費用水準は第2規制期間における統計査定において参照されることから、一般送配電事業者各社が着実に経営効率化に取り組んでいるか、確認を行っていく必要がある。
- これについては、**料金制度専門会合の下部に「送配電効率化・計画進捗確認WG」を設置し、規制期間中に、横比較の観点から、各事業者における送電・変電・配電ごとの個別プロジェクトを抽出した上で、経営効率化の観点で必要な個別プロジェクトの進捗が図られているかの確認等を行いながら、経営効率化の取組の確認を厳格に実施**することとしてはどうか。
- なお、上記の確認の結果得られた知見については、第2規制期間や期中変更時のレベニューキャップ制度に基づく収入の見通しの審査の改善にも活用する。

電力・ガス取引監視等委員会

料金制度専門会合

送配電効率化・
計画進捗確認WG

第1規制期間：2023～2027年度

・毎年度、各事業者における目標計画の達成の進捗状況
(各事業計画の進捗状況)の全般を確認・評価

適時報告

適時報告

・個別投資プロジェクトを任意で抽出し、より詳細に、
経営効率化に向けた進捗が図られているか等の確認

※必要に応じ現地視察等も検討

【参考】送配電効率化・計画進捗確認WGの実施概要について（案）

- 「効率化・計画進捗確認WG」について、現在想定される検討内容、及び開催頻度等については以下のとおり。

送配電効率化・計画進捗確認WG

（1）設置趣旨

- 一般送配電事業者各社が投資計画を進めるにあたり、経営効率化に向けた進捗が図られているか等を確認するため、料金制度専門会合の下部に「送配電効率化・計画進捗確認WG」を設置する。

（2）検討事項（案）

● 横比較の観点から、一般送配電事業者において、送電・変電・配電ごとに数件の個別投資プロジェクトを抽出し、当該プロジェクトに関して、以下の事項を念頭に経営効率化・事業計画の取組の進捗を確認

- 各社の競争入札の状況や、経営効率化の取組の確認
- 主要工事・品目ごとのコスト削減努力の確認
- 施工力確保に向けた取組についての確認
- コスト削減・施工力確保に向けた共通課題の確認、事業者間の協働可能性についての検討
- デジタル化・機械化等によるコスト削減効果の発現状況の確認 等

（3）開催頻度（案）

- 四半期に1回程度の開催を想定※

※効率化の評価に適切な期間等も踏まえ、今後要検討。